

令和6年度 関与団体点検調査書

令和6年6月1日現在

団体番号	22		調書作成 責任者	環境生活部 文化振興課			
種別	公益財団法人	団体名	(公財)北海道文化財団		課長 越田習司		
設立(登記)年月日	H24.4.1(H6.11.18)	新規・継続の別	継続		文化振興係		
			担当係又は グループ名 内線番号	24-408			
設立経緯	平成6年制定の北海道文化振興条例、北海道文化振興指針に基づき、文化振興施策を機動的かつ効果的に推進するため、道が財団を設立。 設立に当たっては、道と道教委が連携して文化振興施策を推進するため、環境生活部と教育庁が共管して許可。 平成24年4月、財団法人から公益財団法人へ移行。						
設立目的	道民一人一人が心の豊かさを実感できるゆとりと潤いに満ちた地域社会の実現を目指し、道民生活の全般に係る幅広い文化の振興に関する事業を行い、もって新しい地域文化を創造するとともに、すべての道民が文化の恵沢を享受することのできる生活文化圏づくりに資することを目的とする。						
事業内容	1 道からの補助金により、地域住民が参加する創造的文化活動や芸術鑑賞事業を地域文化団体等と共催して実施。また、地域文化ホール担当者等の企画・技術等に関する研修会等の開催、道内各地域での公演の開催、文化情報の提供や情報発信交流等の事業を実施。 2 こぐま基金(財団が管理)の運用益を財源として、生活文化・健康体力作りなどの研修・講習会開催事業等を実施。 3 長原寛氏並びにステウレ・エング氏からの指定寄付(財団が管理)を財源として、工芸美術やものづくり等の分野において活動する、道内在住又は道内出身者を対象に、奨学の援助、海外研修の支援、顕彰並びに人材育成に関する事業を実施。(人づくり一本木基金事業) 4 磯田憲一氏からの指定寄付(財団が管理)を財源として、本道の文化芸術活動において「敬愛」すべき役割を果たしたと認められる個人又は団体を対象にアート選奨を贈呈。(アート選奨K基金事業)						
所在地	〒060-0042 市町村名 札幌市		それ以下	中央区大通西5丁目11 大五ビル3階			
連絡先	TEL 011-272-0501	FAX 011-272-0400	E-mail				
URL	https://haf.jp/						
代表者	職名	理事長	氏名	磯田 憲一	勤務形態 非常勤 道退職者・その他の別 道退職者		
道の関与 (千円)	出資・出えん (開始日) H6.11.18		補助金等(R5決算) (金額) 148,075		道職員のパ遣 (開始日)		
	(金額) 26,200		(比率) 87.7%		(人数) 0 人		
	(比率) 3.47%				道立		
適正化方針	第2の1(1)	該当	第2の1(2)	該当	第2の1(3) -		
組織 (人)	役員	理事・取締役			4	基本財産等への出資状況 出資・出えん者、金額及び比率 (千円)	
		監事・監査役			1		
	職員	管理職	1	1			1
		一般職	6		3		9
	計	7	0	1	8		0
基本財産等 (千円)	区分	全体			道出資等分 比率 道補助等		
	財団法人基本財産	754,000	26,200	3.47%			
	基金合計			0.00%			
	計	754,000	26,200	3.47%		0	
道費の状況 R6年度 当初予算額 (千円)	経費区分	道予算額			うち一般財源(道債を含む)		
	補助金等総額	153,084		153,084			
	補助金	153,084		153,084			
	交付金						
	負担金 委託料						
	区分	貸付金	損失補償	債務保証	損失補償・債務保証総額		
	R6年度予算(限度額)				0		
	R5年度末の債務残高				0		
	累計額	0	0	0	0		
	基本財産等の計に占める損失補償・債務保証総額の割合					0.0%	

付表1 補助金等の実績、仕組債の保有状況

1 補助金等の実績

※事業数が10件を超える場合は、最終ページの別紙に全ての事業を記載。 (千円)

整理番号	補助金等又は貸付金の事業名	開始年度	R5節区分					各年度決算額			
			18節		12節		20節	※中段は道債を含む一般財源額、下段は委託料の契約種類			
			補助金	交付金	負担金	委託料		貸付金	R3年度	R4年度	R5年度
1	北海道文化財団補助事業	H6	●						132,284 (132,284)	146,570 (146,570)	148,075 (148,075)
2	文化芸術活動応援事業費(再開支援事業)補助事業	R2							20,109 (0)		
3	文化芸術活動継続支援事業費補助事業	R4								49,087 (0)	
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
計			1	0	0	0	0	0	152,393 (132,284)	195,657 (146,570)	148,075 (148,075)

(千円)

法人の当期支出総額 ※株式会社及び補助金等の実績のない団体は記載不要	168,221	234,797	168,905
---------------------------------------	---------	---------	---------

(千円)

道の財政的関与の状況 決算額	補助金	152,393	195,657	148,075
	交付金	0	0	0
	負担金	0	0	0
	委託料	0	0	0
	補助金等合計	152,393	195,657	148,075
	貸付金	0	0	0
総計		152,393	195,657	148,075
補助金等比率		90.6%	83.3%	87.7%
50%以上		○	○	○

※負担金:道立施設の管理運営業務に係るものを除いて自動集計。

※委託料:プロポーザル・競争入札等、競争性のある契約に係るものを除いて自動集計。

2 仕組債の保有状況

※道から出えん等を受けている公益法人及び一般法人のみ記載すること。

(千円)

保有銘柄数	取得時期	償還時期	簿価額合計 (R5年度末現在)	時価額合計 (R5年度末現在)	評価損益額合計 (R5年度末現在)

付表2 団体の適正運営(株式会社は記載不要)

1 団体の最高決定機関や理事会は適正に運営されているか。

はい いいえ その他 (備考)

(チェックポイント)

- 社員総会や評議員会は、法令や定款に基づき、定期的開催し、適正に運営されているか。招集手続きや決議、議事録作成(署名・捺印を含む。)などを適正に行っているか。
- 理事会は、法令や定款に基づき、定期的開催し、適正に運営されているか。招集手続きや決議、議事録作成(署名・捺印を含む。)などを適正に行っているか。

【開催回数】	年	1	回開催
【開催回数】	年	2	回開催

★ 公益法人以外の法人においては、これに準じた取扱いに努めているか。

2 団体に必要な諸規程を整備し、これに基づき適正に業務を行っているか。

はい いいえ その他 (備考)

(チェックポイント)

- 会計に関する規程や給与等に関する規程などを整備し、これに基づく手続きに従い適正に会計事務を執行しているか。
- ★ 国又は道からの補助金等に係る団体が行う契約について、競争性・透明性を確保することを原則として道に準じた規定を整備するなど適正な契約事務の執行に努めているか。
- ★ 入札の監視を行うための外部有識者や監査人等を委員とした入札監視委員会を設置するなど、入札の公正性、透明性、経済性を確保するよう努めているか。
- ★ 公益法人のうち、道が資本金等の2分の1以上を出えんしている法人は、役職員の報酬・退職金等について、地方公務員(北海道職員等)の給与等の水準と比べて不当に高額に過ぎないように留意するほか、役員の内任年齢に関する規程を整備するよう努めているか。(役職員の報酬・退職手当等に関する規程の提出を求めること)

【整備済の規程】 ※整備済の規程がある場合は口にレを記入すること

<input checked="" type="checkbox"/> 役員報酬規程	<input checked="" type="checkbox"/> 職員給与規程	<input checked="" type="checkbox"/> 役職員退職手当規程	<input checked="" type="checkbox"/> 役員選任規程 (役員の内任年齢を規定したものを含む)
<input checked="" type="checkbox"/> 事務決裁規程	<input checked="" type="checkbox"/> 旅費規程	<input checked="" type="checkbox"/> 会計規程	<input checked="" type="checkbox"/> 契約に関する規程 (入札に関する規定をしたものを含む)
<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則	<input checked="" type="checkbox"/> 文書管理規程	<input checked="" type="checkbox"/> その他	印規定、寄附金取扱規定、個人情報保護規定、特定個人情報保護規定、理事会・評議員会運営規程、再就職に関する取扱規定、交際費及び食糧費取扱規定

※「その他」欄にはその他に整備済の規程がある場合にその規程の名称をすべて記載すること

3 監査体制が整備され、適切に監査などが実施されているか。

はい いいえ その他 (備考)

(チェックポイント)

- 公益法人においては、外部監査を導入若しくは公認会計士や税理士あるいは経理事務精通者を監事に選任しているか。
- 監事は最高決定機関や理事会への出席義務・報告義務(理事の不正行為や法令又は定款に違反する事実など)を果たしているか。
- ★ 内部監査や部内検査は、適切に行われているか。

【実施方法】	監事による監査	【実施回数】	年	1	回実施
【指摘・指導事項とその対応】					

★ 公益法人以外の法人においては、これに準じた取扱いに努めているか。

4 出納事務等に係るチェック体制が整備されているか。

はい いいえ その他 (備考)

(チェックポイント)

- 通帳と印鑑を別々に管理するなど担当者の判断のみでは預金の出し入れができないような体制になっているか。また、日常的な資金管理に当たっては用途や目的が明らかでないものがあるなど必要以上に預金口座を設けていないか。
- 経理担当者以外の責任者が定期的又は随時に現金・預金の残高などを確認しているか。
- 交際費については、執行できる場合や限度額等を定めるとともに、飲食等のあった年月日、場所、相手方、人数を記載した書面により、必要な支出か否かを事前事後にチェックするシステムを構築しているか。
- ★ 道からの補助金等は、必要に応じ区分経理をするなど、出納の明確化に努めているか。

5 支部を含めた内部統制機能の充実が図られているか。 ※支部を有する団体のみ記載すること。

はい いいえ その他 } 備考

(チェックポイント)

- 各支部の事業や会計を把握するとともに、支部までを含めた監事監査を実施しているか。

6 財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュフロー計算書)は真実な内容を明瞭に記載しているか。 ※「令和4年度決算における道の連結決算対象団体一覧」に掲載の団体のみ記載すること。

はい いいえ その他 } 備考

(チェックポイント)

- 適切な会計基準を採用しているか。 【会計基準の名称】
- 財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成されているか。
- 会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更していないか。
- 資産、負債については、法令や会計基準に則った評価を行っているか。

【財務諸表に対する注記】 ※直前の決算年度分について、該当する欄に「○」を付すこと。

区 分	記載			備 考
	あり	なし	非該当	
1 継続事業の前提に関する注記				
2 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針				
3 重要な会計方針の変更の理由及びその影響額				
4 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高				
5 基本財産及び特定資産の財源等の内訳				
6 担保に供している資産				
7 当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高				
8 当該債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高				
9 保証債務(債務の保証を主たる目的事業とする法人を除く。)等の偶発債務				
10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益				
11 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高				
12 基金及び代替基金の増減額及びその残高				
13 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳				
14 関連当事者との取引の内容				
15 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲及び重要な非資金取引				
16 重要な後発事象				
17 その他資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項				

※ 以下の場合における財務諸表への注記の有無

- No.3 No.2に列挙している重要な会計方針を変更した場合
- No.7 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合
- No.8 債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合
- No.10 満期保有目的の債券: 満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券
- No.11 補助金等: 補助金、負担金、利子補給金及びその他相当の反対給付を受けない給付金等(役務の対価としての委託費等は含まない。)
- No.14 関連当事者: (1) 当該法人を支配する法人、(2) 当該法人によって支配される法人、(3) 当該法人と同一の支配法人をもつ法人、(4) 当該法人の役員又は評議員及びそれらの近親者
- No.16 重要な後発事象: 決算日後に発生し、当該事業年度の財務諸表には影響しないが、翌事業年度以降の法人の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす会計事象

★ 公益法人以外の法人においては、これに準じた取扱いに努めているか。

【資産の評価】 ※直前の決算年度分について、該当する欄に「○」を付すこと。					
区 分		はい	いいえ	非該当	備 考
1	資産の貸借対照表価額は、取得価額を基礎として計上しているか。				
2	交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、取得時における公正な評価額としているか。				
3	受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額を貸借対照表価額としているか。				
4	満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式については、取得価額を貸借対照表価額としているか。				
5	満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価を貸借対照表価額としているか。				
6	棚卸資産(商品、製品、仕掛品、半製品、原材料、貯蔵品など)については、取得価額(時価が取得価額よりも下落した場合は時価)を貸借対照表価額としているか。				
7	有形固定資産及び無形固定資産については、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を貸借対照表価額としているか。				
8	資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き時価を貸借対照表価額としているか。(※減損処理→評価差額は正味財産増減計算書に計上されているか。)				
※ No.4 子会社株式： 議決権の過半数を保有している場合の当該企業の株式 関連会社株式： 議決権の20%以上50%以下を保有している場合の当該企業の株式 No.8 著しく下落： 帳簿価額から概ね50%を超えた場合					
★ 公益法人以外の法人においては、これに準じた取扱いに努めているか。					

7 情報公開の内容が充実しているか。				
<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> その他	備考	
(チェックポイント)				
● 公益法人は、認定法に基づき、役員報酬等の支給基準の公開、事務所への備え置きや閲覧への対応をしているか。				
● 公益法人は、認定法に基づき、業務及び財務等に関する資料を事務所に備え置き、一般の閲覧に供しているか。				
★ 道が資本金等の4分の1以上を出資又は出えんしている法人は、その職員数や給与に関する情報を公開するよう努めているか。				
★ 公益法人は、業務及び財務等に関する資料をインターネットにより、常に最新の状態で適切な時期に公開するよう努めているか。				
★ 公益法人以外の法人は、業務及び財務等に関する資料の公開について公益法人に準じた取扱いに努めているか。				
【公開内容】 ※媒体ごとに公開している情報に「○」、公開していない情報に「ー」を付すこと(回答不要の項目は空欄)。				
公開情報	公開媒体	主たる事務所への備え置き	団体のホームページ	備 考
1 定款		○	○	
2 役員名簿		○	○	
3 社員名簿(社団法人のみ)				
4 事業報告書又は営業報告書		○	○	
5 決算関係書類(財務諸表)		○	○	
6 事業計画書		○	○	
7 予算関係書類		○	○	
8 役員の報酬・退職金の支給基準		○	○	
9 職員数に関する情報				
10 職員の給与に関する情報				
※ No.9及び10 道が資本金等の1/4以上を出資又は出えんしている法人のみ記載すること。				

8 財産(運用を目的とした債権及び預貯金)に関する安全な運用を徹底しているか。
 ※道から出えん等を受けている公益法人及び一般法人のみ記載すること。

はい いいえ その他 (備考)

(チェックポイント)

- 道の出えん等の運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法(例えば、国債、地方債、政府地方債など)で行っているか。
- 金融機関の経営状況、各金融商品の性格やリスクなど、必要な情報を把握した上で財産の運用に当たっているか。
- 財産の運用に関し、基本的な考え方や最高決定機関などを明確にした管理運用規程を策定しているか。
- 既に安全、確実とはいえない方法により運用している場合は、金利や為替、債権等の市場動向、発行体の経営状況などを常に把握し、途中売却の可能性などを検討しているか。(この場合、原則として、元本の毀損は避けること)。

★ 道の出えん等以外の財産の運用も、道の出えん等の運用に準じるなど慎重に行うよう努めているか。

(千円)

		R3年度	R4年度	R5年度	備考
運用方法 ・ 金額	預貯金	77,145	60,192	71,217	
	公共債	760,000	760,000	760,000	
	その他債権	0	0	0	
運用収入	16,044	16,044	16,044		

※預貯金は日常決済用の預貯金を除く。

※公共債とは国債、地方債、政府保証債をいう。

※備考欄は運用方法の大幅な変更や運用収入の大幅な増減があった場合に記載すること。

9 政治活動に関する寄附等は適切に取り扱われているか。

はい いいえ その他 (備考)

(チェックポイント)

- 道から補助金等や出資・出えんを受けている関与団体は、政治資金規正法により政治活動に関する寄附が制限されていることに留意しているか。
- 政治団体の主催する政治資金パーティーのパーティー券の購入を自粛しているか。

10 団体の適正運営に関し、改善が必要として指導等を行った場合には、その内容を記載すること。

付表3 団体の健全経営

(千円)

1 各指標における所管部の所見							
指標	計 算 式 等			前年度比		所管部の所見	
		R3年度	R4年度	R5年度	R4年度		R5年度
① 正味財産の増減状況 <small>正味財産の増減(当期利益)は、法人の事業が順調に運営されているか否かを見る基本的指標。経営状況判断の際に最も重視され、増加していることが望ましい。 ※公益法人は収支相償についても留意すること</small>	正味財産増減額 ※株式会社の場合は当期利益					<input type="checkbox"/> 増加傾向 <input checked="" type="checkbox"/> 横ばい傾向 <input type="checkbox"/> 減少傾向 <input type="checkbox"/> 赤字 (5年度が赤字) (減少傾向または赤字の理由)	
		R3年度	R4年度	R5年度	▲ 6,910		3,340
	正味財産増減額	6,806	▲ 104	3,236			
② 自己資本比率の改善状況 (対前年度比) <small>自己資本比率とは総資産に占める自己調達した資本の割合。法人の財務内容が安全か否かを知る上で重要な指数であり、高いほど良い。</small>	自己資本比率 = 正味財産 / 総資産(資産) × 100 ※株式会社の場合は資本 / 資産 × 100						
	R3年度	R4年度	R5年度	0.8%	▲ 0.2%		
正味財産	803,389	803,285	806,521				
総資産	865,056	857,537	862,848				
自己資本比率	92.9%	93.7%	93.5%				
③ 借入金への依存 <small>恒常的な借入金の有無を確認。ないことが望ましい。 ※借入金を受けていない場合は、金額欄に0を記載すること。</small>	借入金額					<input checked="" type="checkbox"/> 借入金を受けていない <input type="checkbox"/> 依存していない <input type="checkbox"/> 依存している (借入金を受けている理由)	
		R3年度	R4年度	R5年度	0		0
	短期借入金	0	0	0			
	長期借入金	0	0	0			
借入金合計	0	0	0				
④ 流動比率の改善状況 (対前年度比) <small>流動比率とは、短期間の支払能力と企業財務の安全性を判断するための指標。比率が高いほど返済能力があり、経営の安全が保たれていると考えられる。</small>	流動比率 = 流動資産合計 / 流動負債合計 × 100					<input type="checkbox"/> 改善している <input checked="" type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 改善していない (改善していない理由)	
		R3年度	R4年度	R5年度	52.4%		▲ 47.4%
	流動資産	27,340	36,774	31,060			
	流動負債	8,936	10,261	9,986			
流動比率	306.0%	358.4%	311.0%				
⑤ 固定費の抑制 <small>固定費比率とは、経常費用に占める固定費の割合。効率的な運営ができていないと比率が高くなる。 ※固定費とは人件費、地代家賃、水道光熱費、消耗品費、支払利息、減価償却費、リース料、設備費などをいう。</small>	固定費比率 = 固定費 / 経常費用 × 100					<input checked="" type="checkbox"/> 抑制されている (横ばいを含む) <input type="checkbox"/> 増加している (理由、対応策)	
		R3年度	R4年度	R5年度	▲ 9.4%		11.2%
	固定費	69,362	74,614	72,673			
	経常費用	168,221	234,797	168,905			
固定費比率	41.2%	31.8%	43.0%				
⑥ 人件費の抑制 <small>人件費比率とは、経常費用に占める人件費の合計額の割合。比率が高いほど法人にとっては人件費の負担が重い。</small>	人件費比率 = 人件費 / 経常費用 × 100					<input type="checkbox"/> 抑制されている (横ばいを含む) <input checked="" type="checkbox"/> 増加している (理由、対応策) R4年度は支払負担金や退職給付費用の大幅な増加等の特殊要因により、経常費用が増加したため人件費割合が一時的に低減されたものであり、特殊要因を除いた場合の割合と比較すると横ばいである。	
		R3年度	R4年度	R5年度	▲ 7.6%		9.0%
	人件費	57,387	62,258	59,894			
	人件費比率	34.1%	26.5%	35.5%			
⑦ 役員人件費の抑制 <small>役員人件費比率とは、役員人件費が人件費に占める割合。組織の効率性を見る指標の一つ。</small>	役員人件費比率 = 役員人件費 / 人件費 × 100						
		R3年度	R4年度	R5年度	0.0%	0.0%	
	役員人件費	0	0	0			
	役員人件費比率	0.0%	0.0%	0.0%			
役員平均年収							

2 計画的な経営が行われているか。 はい いいえ その他

(チェックポイント)
●中長期の経営計画や改善計画などを策定し、団体の計画的な経営を行っているか。

3 団体の健全経営に関し、改善が必要として指導等を行った場合(債務超過や借入金的大幅な増加など)には、その内容を記載すること。

付表4 団体の自立化

1 団体の目的や実施事業に対する社会的要請に変化はないか？ また、道の施策推進における役割は明確か？	
【記載欄】③を選択した場合: 主な変化の状況や要因 前年度の点検で③を選択した場合: その後の対応等	
<input checked="" type="checkbox"/> ①設立時から変化はなく、役割も明確である。	【③の主な変化の状況・要因、(前年度③の団体)その後の対応等】
<input type="checkbox"/> ②設立時から多少の変化があるが、役割は概ね明確である。	
<input type="checkbox"/> ③設立時から劇的な変化があり、役割も不明確である。	

2 【対象団体のみ】道からの補助金等(補助金、交付金及び負担金)の、さらなる縮減又は廃止は可能か？	
【記載欄】③を選択した場合: その理由 前年度の点検で①または②を選択した場合: その後の対応等 10年以上の長期に渡る補助金等がある場合: 主な事業の名称、開始年度	
<input type="checkbox"/> ①廃止が可能	【③の理由・(前年度①または②の団体)その後の対応等】 当該補助金は「北海道文化振興条例」に規定する「北海道文化振興指針」に基づき、道が行うべき文化振興施策を機動的かつ効果的に推進する事業を行うために交付しているものであり、廃止、縮小はできない。
<input type="checkbox"/> ②縮減が可能	
<input checked="" type="checkbox"/> ③廃止又は縮減は困難	
【主な10年以上の長期に渡る補助金等事業の概要】	
事業の名称	北海道文化財団補助事業
開始年度	平成 6 年度

3 【対象団体のみ】道と団体との委託契約を競争性のある契約方法に変更することは可能か？	
【記載欄】③を選択した場合: その理由 前年度の点検で①または②を選択した場合: その後の対応等 10年以上の長期に渡る競争性のない随意契約による委託契約がある場合: 主な事業の名称等、開始年度	
<input type="checkbox"/> ①すべての委託について競争性のある契約方法に変更が可能	【③の理由・(前年度①または②の団体)その後の対応等】
<input type="checkbox"/> ②一部の委託について競争性のある契約方法に変更が可能	
<input type="checkbox"/> ③競争性のある契約方法への変更は困難	
【主な10年以上の長期に渡る委託事業の概要】	
事業の名称	
開始年度	年度

4 【対象団体のみ】道からの職員派遣は必要最小限となっているか？ また、早期の引揚げは可能か？				
【記載欄】派遣の目的: 必須回答 引揚げが可能な場合: 派遣終了予定時期 ①を選択した場合: その理由(派遣者数にかかわらず) 前年度の点検で②を選択した場合: その後の対応等				
【派遣状況】	派遣人数	名	派遣制度の開始・終了予定時期	~
	派遣の目的			
<input type="checkbox"/> ①すでに最小限となっている	【①の理由・(前年度②の団体)その後の対応等】			
<input type="checkbox"/> ②早期の引揚げが可能				

5 【対象団体のみ】道からの出えん等は、その目的に沿って活用されているか？	
【記載欄】③を選択した場合：その理由と返戻の方向性 前年度の点検で③を選択した場合：その後の対応等	
<input checked="" type="checkbox"/> ① 出えん等の目的に沿って活用している	【③の理由と返戻の方向性・(前年度③の団体)その後の対応等】
<input type="checkbox"/> ② 一部については出えん等の目的に沿わない活用も見られるが概ね出えん等の目的に沿って活用している	
<input type="checkbox"/> ③ 出えん等の目的に沿わない活用をしている	

6 【対象団体のみ】今後も道から出資・出えん等を継続する意義や必要性はあるか？	
【記載欄】①または②を選択した場合：その理由 前年度の点検で③を選択した場合：その後の対応等	
<input checked="" type="checkbox"/> ① 道からの出資・出えん等の継続が必要	【①または②の理由・(前年度③の団体)その後の対応等】 「北海道文化振興指針」で推進を図ることとしている施策を担っている重要な法人の一つであることから、法人運営や事業実施に支障を来すことがないよう、出えんを継続する必要がある。
<input type="checkbox"/> ② 道からの出資・出えん等の意義は減少したが、一定程度の出資・出えん等の継続は必要	
<input type="checkbox"/> ③ 道からの出資・出えん等の必要性は薄れている	

7 【設問6において③を選択した団体のみ】道からの出資・出えん等の売却または返戻は可能か？	
【記載欄】③を選択した場合：その理由 前年度の点検で①または②を選択した場合：その後の対応等	
<input type="checkbox"/> ① 売却又は返戻が可能	【③の理由・(前年度①または②の団体)その後の対応等】
<input type="checkbox"/> ② 一部について売却又は返戻が可能	
<input type="checkbox"/> ③ 売却又は返戻は困難	

8 道の施策推進などのために団体との意見交換や情報共有等を行っているか？	
【記載欄】①または②を選択した場合：その主な内容	
<input checked="" type="checkbox"/> ① 定期的又は随時に意見交換等を行っている	【①または②の主な内容】 道の施策に基づく事業の運営や財団運営に関する事項
<input type="checkbox"/> ② 必要な場合は意見交換等を行っている	
<input type="checkbox"/> ③ 意見交換等は特に行っていない	

9 道からの補助金等、競争性のない契約方法による委託料、派遣職員数、出資・出えん金等が増加した場合又は増加する予定がある場合にはその内容を記載すること。	

10 前年度の点検及び現地調査において指導事項がある場合にはその改善状況を記載すること。	
【指導事項】	【改善状況】

11 本点検調書の作成に当たり団体へのヒアリングを実施した場合はその方法と実施年月日を記載すること。	
ヒアリングの方法	メール又は電話等によりヒアリングを実施した。
ヒアリングの実施年月日	令和 6 年 6 月 20 日